決済	会　長	局　長	係　長	係	

垂　水　市　農　業　委　員　会　会　議　録

農業委員会等に関する法律第27条第１項の規定に基づき、第25回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日　時　　令和２年６月25日（木）　午前９時30分～午前10時42分

場　所　　第一会議室

出席者

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
1	重 吉　伸 哉	6	森　千 秋
2	中 間　信 二	7	村 山　繁 稔
3	大 迫　和 昭	8	永 吉　浩 幸
4	下 瀬　秀	9	小 畑　良 之
5	瀬 角　初 美	10	葛 迫　巧

出席した事務局職員

局　　長　　森　秀　和

農地係長　　美　坂　康　人

主　　査　　神　川　綾

主　　事　　浦　元　駿

付　議　事　件

(1)　非農地について

(2)　農用地区域の農用区分変更に係る意見決定について

(3)　農地法第３条許可申請について

(4)　農地法第４条許可申請について

(5)　農用地利用集積計画の決定について

(6)　農地所有適格法人の要件確認について

議　長	会長あいさつ。
係　長	諸般報告。
議　長	ただいまから、第25回総会を開催いたします。 出席委員は10名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 議事録署名委員は、６番森委員、７番村山委員にお願いいたします。 それでは、議案第１号非農地について上程いたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案第１号の２ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図１ページをご覧ください。 受付番号１番、申請人〇〇〇〇様、申請地は〇〇字〇〇番、地目は畑、面積は1,345㎡となっております。 申請地は、雑草や竹が繁茂しており、農地として利用することが困難であり、今回、登記地目を畑から原野に変更したいとのことで、非農地証明願いが提出されたところです。 以上で説明を終わります。
議　長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
担当委員	非農地について１番のご報告いたします。 去る６月15日私と村山委員、事務局職員２名、計４名で現地調査を行いました。 申請人は〇〇〇〇さんで、申請地について現地を確認したところどちらも竹や雑木等が茂っておりました。 また、申請者は、鹿児島市内に住んでおり、今後農業を続ける事も出来ず申請地を畑に復旧する事は、大変困難であるとの事ですので、畑から原野に変更したいとのことでございます。 以上のことから農地として復旧することは、困難であると判断いたします。以上です。
議　長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議　場	なし。
議　長	異議はございませんので、議案第１号は原案のとおり決定してよろしいですか。

議　場	はい。
議　長	議案第１号は、原案のとおり決定いたしました。 次に議案第２号農用地区域の用途区分変更に係る意見決定について上程いたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第１号について御説明致します。 本案件は、農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号で定められた用途区分について、同法第 13 条及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２に基づき、農業委員会への意見聴取を市長部局である農林課農政係より求められたものです。 議案第２号の議案書３ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図２ページをご覧ください。 受付番号１番について御説明致します。 受付番号１番　申請人○○○○様、申請地は垂水市○○字○○番で、地目は畑、面積は 1,173 ㎡となっております。 事業拡大により、牛舎の新設を行いたいとのことでした。 申請地は市役所から北東へ約 2.3ｋｍに位置し、市の農業振興地域整備計画において農用地区域内農地に指定されております。 代替地検討を行ったものの、他に適当な土地はなかったとのことです。 なお、農地転用に関する申請につきまして、農用地区域内農地の転用は原則不許可となっておりますが、農振法上の用途区分変更がなされれば不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、例外的に許可することができますことを加味した上でご審議の程お願い致します。
議　長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
担当委員	去る６月 15 日、私と村山委員、事務局２名の４名で現地調査を行いました。 申請地は、東は畑、南は畑、西は畑、北は畑に囲まれています。 牛舎の新設とのことです。 被害防除については緩衝地を設けるとのこと。用水計画では、地下水汲み上げで、雨水排水は自然流下とのことで、近隣の農地には迷惑をかけないとのことでした。 以上のことから申請地の用途区分変更について、近隣の宅地や農地に影響を及ぼすこともないため、何ら問題はありません。 以上です。

議　長	ありがとうございます。 ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
９番委員	現状の見取り図では、周囲は全部畑になっていますが、牛舎の排水は、自然流下となっていますが、排水の施設は設けるのですか。
６番委員	今のところ〇〇番地の下の方に流す予定ですが、その土地の下の畑の所有者と話をしてそこを買い取って、そこへ流すということで問題ないと思います。
９番委員	わかりました。
議　長	周りの地主さんは全部承諾を得ていますか。
６番委員	〇〇番地は、〇〇〇〇さんの土地で、周りの耕作している人には許可を取っているということでした。
議　長	わかりました。他に質問はございませんか。
４番委員	排水の件ですが、水路は作られるのですか。
６番委員	一応、作るということでした。
４番委員	牛舎になると汚水が問題になる。〇〇の方に牛舎があるが、やっぱり流れてきます。それをみんな嫌います。
８番委員	周りが竹藪だからと言ってそこに汚水を流すわけにはいかない。
９番委員	事務局へ質問です。牛舎の規模は大体どれくらいですか。何頭ぐらい飼われる予定ですか。頭数によって汚水の処理が違ってきます。
事務局	〇〇頭を予定しています。
９番委員	〇〇でも牛舎を設けて、その後周りから苦情が出ている。今の牛舎を作るのに完璧な浄化槽とか無くてもいいのですか。
事務局	現在は自然流下として考えているが、申請人はそのような苦情があった場合、すぐ対応はするということでした。現段階では周りの農地の方とは問題はないということでした。
９番委員	農業委員会で許可を出しても、地域の方が何で農業委員会はこの牛舎を建てる時に浄化槽まで設置してから認可をしないのかと言われる。現状はそうなっている。下流の方に汚水が流れてきて後で苦情が出てきて、その処置に困っている。だから、こういうのは最初で取り決めをしておかないと後でということはなかなか大変じゃないですか。

議　長	事務局は後でそういうことを指導に行ってください。
事務局	○○さんの農業形態からご説明します。○○でお母さんが牛を飼っていらっしゃる新規就農者です。集落内で飼っているものですから本人もその辺を気にされて、場所を探しておりましたところ、自分の畑があったということでここを申請しております。牛の場合もまったく汚水が出ないというわけではございませんが、法律上では浄化槽は必要ないということです。主に堆肥が流れるのは、野積みした堆肥が雨で流れる場合があります。その辺は今後も指導を行って参ります。新原さんの場合、屋内堆肥場も一緒に作る計画も入っております。屋根から貯まった雨水についても、雨水の溜枡に拾っていくような助言はしたいと思います。
議　長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議　場	なし。
議　長	異議はございませんので、議案第２号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議　場	はい。
議　長	議案第２号は、原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第３号農地法第３条許可申請について上程いたします。 事務局の説明をお願い致します。
事務局	議案第３号農地法第３条許可申請についてご説明申し上げます。 議案書は６ページになります。合わせて別紙の申請地を示した地図３ページから御覧下さい。今月の許可申請は４件でございます。 １番の譲渡人は、○○の○○○○さん、譲受人は、○○の○○○○さんで長年、○○○○さんが申請地を耕作しており、知人同士の無償譲渡による所有権移転となります。 ２番の譲渡人は、○○の○○○○さん、譲受人は、○○の○○○○さんで本人の希望によります経営規模拡大となります。 ３番の譲渡人は、○○の○○○○さん、譲受人は、○○の○○○○さんで本人の希望によります経営規模拡大となります。 ４番の譲渡人は、○○の○○○○さん、譲受人は、○○の○○○○さんで本人の希望によります経営規模拡大となります。 申請書の記載内容によれば労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。また申請地取得後には農業委員会が定める別段の下限面積を満たし、全部効率的な利用がなされ

	る予定であり、農地法第３条第２項の各号には該当しないと思われることから、許可要件のすべて満たしていると考えます。 　以上で説明を終わります。
議　長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
10 番委員	１番の○○○○さんですが２、３年前から貰い手を見つけてくれと言われました。今回、○○○○さんが隣の畑ということで了解を得ましたので、問題ありません。以上です。
7 番委員	２番の譲渡人の○○○○さんが○○に住んでおり、農地の管理ができないため、○○○○さんに話があり、規模拡大ということで問題はありません。 　３番の譲渡人は、○○○○さんは高齢のため、農地の管理ができないこともあり、譲受人の○○○○さんに話があり、規模拡大とということで問題はありません。
9 番委員	４番についてはまず６ページの地図を確認してください。この土地は長年放棄されておりました。○○の○○○○さんが高齢で農作業ができないということで、いとこの○○○○さんが譲受ました。最近、建設業者に依頼して草払いもやっているということで、確認したところ、本人が田んぼを耕作するということでした。　　経営規模拡大ということで問題はありません。以上です。
議　長	ありがとうございます。 　ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありますか。
議　場	なし。
議　長	異議がございませんので、議案第３号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議　場	はい。
議　長	議案第３号は、原案のとおり決定いたしました。 　次に、議案第４号農地法第４条許可申請について上程いたします。 　事務局の説明をお願い致します。
事務局	今月の申請は１件となります。議案書７ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図７ページをご覧ください。 　受付番号１番、申請人は、○○○○様です。申請地は、○○字○

	○番○○地目は畑、面積は 372 ㎡です。申請人は、垂水市に居住しております賃借人の○○○○が資材置場を探しており、申請地を使用したいと依頼がありました。 　なお、申請書には資材置場賃貸借契約書が付されております。
議　長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
担当委員	６月 15 日に私と森委員と事務局２名の４名で現地調査を行いました。申請人の○○○○さんは、賃借人の○○○○から資材置場を探しており、申請地を使用したいと依頼があったことから、○○字○○番○○を申請したとのことでした。 　土地造成については、盛り土を行い、土や雨水は流れないように措置するとのことでした。現地は、西側、南側、北側に畑がありましたが、周辺農地に対して日照通風等による影響はなく、何ら問題はないと思われます。以上です。
議　長	ありがとうございます。 　次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から説明をお願いします。
事務局	申請地は市役所から南東へ約 3.3 キロに位置し、都市計画区域内の用途区域に該当しない小集団の生産性の低い農地であることから、農地区分は第二種農地のその他の農地と判断します。 　代替地検討を行ったものの、外に適当な土地はなかったとのことです。 　資金面は自己資金で賄う計画で、金融機関の発行した残高証明書が添付されております。 　被害防除の面では、盛り土を行い、土や雨水は流れないように措置するとのことでした。周辺農地に対して日照通風等による影響はなく、周囲の農地に影響を及ぼすことはないとのことです。 　以上で説明を終わります。
議　長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議　場	なし。
議　長	異議がございませんので、議案第４号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議　場	はい。
議　長	議案第４号は、原案のとおり決定いたしました。 　次に、議案第５号農用地利用集積計画の決定について上程いたし

	ます。 　事務局の説明をお願い致します。
事務局	議案第５号農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。10 ページをお開きください。 　今月は、新規 41 筆、再契約 48 筆の合計 89 筆の利用権設定があり、畑が 15,940 ㎡、田が 64,100 ㎡、合計 80,040 ㎡になります。 　今月は 89 筆あることから、まとめて説明させていただきます。 　１番から 61 番については、貸借期間が７か月から 10 年までの契約で、使用貸借９筆、賃貸借 52 筆となっています。 　62 番から 89 番は、公益財団法人　鹿児島県地域振興公社　理事長　鎮寺　裕人との契約となっており、同一の地番が、所有者と公社の貸借、公社と耕作者の貸借で 2 回でてきております。 　すべて、貸借期間は 10 年間で、使用貸借 12 筆、賃貸借 16 筆となっています。 以上、これらの内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条の第３項の要件を満たしております。以上です。
議　長	次に担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。 　なお、この議案には 89 番に○○○○が借人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第 31 条の規定により議事に参与できませんので、89 番の審査開始から終了まで○○○○の退席をお願いします。 　それでは１番から 88 までの説明をお願いします。
１番委員	１番の借人、○○○○さん、４番の借人、○○○○さん、５番の借人、○○○○さんは再設定ということで問題ありません。３番の借人、○○○○さんは新規ですが、本人が耕作する意思を確認したため、問題ありません。
４番委員	６番の貸人、○○○○さん、借人、○○○○さんは５年間の使用貸借ということで問題ありません。
５番委員	７番、８番の○○○○さんから○○○○さん、９番の○○○○さんから○○○○さんは 10 年間の賃貸借で再設定ということで問題ありません。 　10 番、11 番の○○○○さんから○○○○さんは５年間の賃貸借で再設定ということで問題ありません。 　12 番の○○○○さんから○○○○さんは 10 年間の使用貸借で再設定ということで問題ありません。

６番委員	13 番の貸人、○○○○さんから借人、○○○○さんは 10 年間の使用貸借で再設定ということで問題ありません。
８番委員	14 番から 17 番の貸人、○○○○さんから借人、○○○○さんは５年間の賃貸借で再設定ということで問題ありません。 18 番から 21 番の貸人、○○○○さんから借人、○○○○さんは５年間の賃貸借で再設定ということで問題ありません。 22 番貸人が○○○○さん、借人が○○○○さん 10 年間の賃貸借で再設定ということで問題ありません。 23 番貸人が○○○○さん、借人が○○○○さん 10 年間の賃貸借で再設定ということで問題ありません。 24 番貸人が○○○○さん、借人が○○○○さん５年間の賃貸借で再設定ということで問題ありません。 25 番貸人が○○○○さん、借人が○○○○さん５年間の賃貸借で再設定ということで問題ありません。 26 番貸人が○○○○さん、借人が○○○○さん５年間の賃貸借で再設定ということで問題ありません。 27 番貸人が○○○○さん、借人が○○○○さん 10 年間の使用貸借で再設定ということで問題ありません。 28 番から 30 番、貸人が○○○○さん、借人が○○○○さんは５年間の賃貸借で新規設定ということで問題ありません。 31 番から 33 番、貸人が○○○○さん、借人が○○○○さんは５年間の賃貸借で新規設定ということで問題ありません。 34 番貸人が○○○○さん、借人が○○○○さん 10 年間の賃貸借で新規設定ということで問題ありません。 35 番貸人が○○○○さん、借人が○○○○さん 10 年間の賃貸借で新規設定ということで問題ありません。 36 番貸人が○○○○さん、借人が○○○○さん 10 年間の賃貸借で新規設定ということで問題ありません。 37 番貸人が○○○○さん、借人が○○○○さん５年間の賃貸借で新規設定ということで問題ありません。 以上です。
９番委員	38 番 39 番貸人が○○○○さん、借人が○○○○さん 10 年間の賃貸借で再設定ということで問題ありません。 40 番 41 番貸人が○○○○さん、借人が○○○○さん５年間の賃貸借で再設定ということで問題ありません。 42 番から 46 番貸人が○○○○さん、借人が○○○○さん５年間の賃貸借で再設定ということで問題ありません。 47 番貸人が○○○○さん、借人が○○○○さん７ヶ月の賃貸借

	で再設定ということで問題ありません。 48 番貸人が〇〇〇〇さん、借人が〇〇〇〇さん７ヶ月の賃貸借で再設定ということで問題ありません。 49 番貸人が〇〇〇〇さん、借人が〇〇〇〇さん 10 年間の使用貸借で再設定ということで問題ありません。 50 番 51 番は貸人が〇〇〇〇、借人が〇〇〇〇さん 10 年間の賃貸借で再設定ということで問題ありません。 52 番貸人が〇〇〇〇、借人が〇〇〇〇さん 10 年間の使用貸借で再設定ということで問題ありません。 53 番貸人が〇〇〇〇さん、借人が〇〇〇〇さん３年間の賃貸借で再設定ということで問題ありません。 54 番 55 番は貸人が〇〇〇〇さん、借人が〇〇〇〇さん５年間の賃貸借で再設定ということで問題ありません。 56 番貸人が〇〇〇〇さん、借人が〇〇〇〇さん 10 年間の賃貸借で再設定ということで問題ありません。 57 番貸人が〇〇〇〇さん、借人が〇〇〇〇さん 10 年間の使用貸借で再設定ということで問題ありません。 58 番 59 番貸人が〇〇〇〇さん、借人が〇〇〇〇さん 10 年間の賃貸借で新規設定ということで問題ありません。
10 番委員	60 番 61 番貸人が〇〇〇〇さん、借人が〇〇〇〇さん９ヶ月の使用貸借で再設定ということで問題ありません。
６番委員	62 番から 65 番ですが貸人の〇〇〇〇さんが鹿児島県地域振興公社を通して借人の〇〇〇〇さんに貸すということで問題ありません。
８番委員	66 番貸人の〇〇〇〇さんが中間管理機構に 10 年間賃貸借で新規設定ということで問題ありません。 67 番から 69 番貸人の〇〇〇〇さんが中間管理機構に 10 年間使用貸借で新規設定ということで問題ありません。 70 番から 74 番貸人の〇〇〇〇さんが中間管理機構に 10 年間の賃貸借や使用貸借で新規設定ということで問題ありません。 75 番貸人が中間管理機構で借人が〇〇〇〇さん 10 年間の賃貸借で新規設定ということで問題ありません。 76 番から 78 番貸人が中間管理機構で借人が〇〇〇〇さん 10 年間の使用貸借で新規設定ということで問題ありません。 79 番 80 番貸人が中間管理機構で借人が〇〇〇〇さん 10 年間の賃貸借で新規設定ということで問題ありません。 81 番貸人が中間管理機構で借人が〇〇〇〇さん 10 年間の賃貸借で新規設定ということで問題ありません。

9番委員	82番から84番貸人が○○○○さん借人が中間管理機構で10年間の賃貸借で新規設定ということで問題ありません。 85番貸人が中間管理機構で借人が○○○○さん10年間の賃貸借で新規設定ということで問題ありません。 86番貸人が中間管理機構で借人が○○○○さん10年間の使用貸借で新規設定ということで問題ありません。 87番88番貸人が中間管理機構で借人が○○○○さん10年間の賃貸借で新規設定ということで問題ありません。
議　長	ありがとうございます。 ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありますか。
議　場	なし。
議　長	異議がございませんので、1番から88番までは原案のとおり決定してよろしいですか。
議　場	はい。
議　長	次に89番について説明をお願いします。 ○○○○の退席をお願いします。 それでは○○○○の説明をお願いします。
担当委員	89番貸人が中間管理機構で借り人が○○○○さん10年間の賃貸借で新規設定ということで問題ありません。
議　長	ただ今、担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありますか。
議　場	なし。
議　長	異議がございませんので、89番は原案のとおり決定してよろしいですか。
議　場	はい。
議　長	89番は原案のとおり決定いたしました。 それでは○○○○の着席をお願いします。 次に議案第6号地所有適格法人の要件確認について上程いたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第6号　農地所有適格法人の要件確認についてご説明します。16ページをお開きください。 今月、○○○○より農地所有適格法人の届出がありましたので、農林水産省経営局からの農業委員会の適正な事務実施についてに基づく、農

	地法第３条及び第６条の事務の適正化についての指導により、農地所有適格法人の要件確認について総会に諮る必要があるため提案をいたしました。 　農地所有適格法人の要件としましては、法人形態要件、構成員要件、事業要件、業務執行役員要件の４つに適合しなければなりません。 　法人形態要件としては、株式会社、合名会社、合同会社、農事組合法人でなければなりませんが、当該法人は株式会社ということで条件を満たしております。 　次に構成員要件ですが、構成員は農地の権利提供者、常時従事者などでなければならないとされており、当該法人は農業の常時従事者なのでこの条件を満たしております。 　次に事業要件ですが、主たる事業が農業とその関連事業であることとされており、当該法人は肉用牛の生産ということでこの条件を満たしております。 　次に業務執行役員ですが、役員のうち半数以上が農業に常時従事し、さらにそのうち１人以上が農作業に従事することとされており、当該法人は３人のうち２人が農業に常時従事しているので、この条件を満たしております。 　以上全て、要件を満たしていることを報告いたします。
議　長	ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて何かご質問はありませんか。
議　場	なし。
議　長	異議がございませんので、議案第６号は事務局の報告のとおり確認することに決定してよろしいですか。
議　場	はい。
議　長	議案第６号は原案のとおり確認することに決定しました。 　以上をもちまして、第25回総会を終了します。 　垂水市農業委員会 会　　長　葛 迫　巧 署名委員　森　千 秋 署名委員　村 山　繁 稔